

リスクシナリオごとの対応方策

令和 7 年 3 月

青 森 市

目 次

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		青森市	平内町	今別町	外ヶ浜町	蓬田村
1 直接死を最大限防ぐこと	1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	○	○	○	○	○
	1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	○	○	○	○	○
	1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫	○	○	○	○	○
	1-4	火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生	○	○	○	○	○
	1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	○	○	○	○	○
	1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	○	○	○	○	○
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	○	○	○	○	○
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	○	○	○	○	○
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	○	○	○	○	○
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	○	○	○	○	○
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱	○	○	○	○	○
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○	○	○	○	○
	2-7	被災地における疾病・感染症等の大規模発生	○	○	○	○	○
	2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○	○	○	○	○

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		青森市	平内町	今別町	外ヶ浜町	蓬田村
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	○	○	○	○	○
	3-2	防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止	○	○	○	○	○
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	○	○	○	○	○
	4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○	○	○	○	○
	4-3	石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等	○	—	—	—	—
	4-4	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止	○	○	○	○	○
	4-5	食料等の安定供給の停滞	○	○	○	○	○
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	○	○	○	○	○
	5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	○	○	○	○	○
	5-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	○	○	○	○	○
	5-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態	○	○	○	○	○
	5-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	○	○	○	○	○
6 重大な二次災害を発生させないこと	6-1	ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○	○	○	○	○
	6-2	有害物質の大規模流出・拡散	○	○	○	○	○
	6-3	原子力施設からの放射性物質の放出	○	○	○	○	○
	6-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○	○	○	○	○

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		青森市	平内町	今別町	外ヶ浜町	蓬田村
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○	○	○	○
	7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○	○	○	○
	7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○	○	○	○
	7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	○	○	○	○	○

【事前に備えるべき目標】

1 直接死を最大限防ぐこと

【リスクシナリオ】

1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 住宅・民間建築物等の耐震化・老朽化対策			
▶地震による住宅や建築物等の倒壊被害や道路への倒壊による避難路(緊急輸送道路等)の閉塞などを防止するとともに、余震等による二次災害を防止するため、建築物等の安全性を確保する必要がある。	▶国及び県の耐震化支援施策と連携した耐震化の促進 ▶県や関係機関と連携した相談体制の充実と耐震化の普及啓発の実施 ▶非構造部材やブロック塀の耐震化の促進 ▶二次災害防止に向けた応急危険度判定に係る人材の育成 ▶市街地において防災性を確保し、安全で快適な都市環境の創造に資する建築物等の整備に向けた支援の実施		住宅の耐震化率 88.7%(R5) →概ね解消(R10) 特定建築物の耐震化率 84.1%(R2) →概ね解消(R10)
介護施設や障がい福祉施設、保育所等は、自力避難が困難な方も利用しているため、災害発生時でも施設の安全・安心を確保する必要がある。	▶国等の支援制度の活用による社会福祉施設の耐震改修や改築の促進		
■ 公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策			
▶多くの公共建築物が災害発生時に避難場所等の拠点となるとともに、市庁舎や消防庁舎は防災拠点、市民病院は災害拠点病院となることから、公共建築物の安全性を確保する必要がある。	▶公共建築物の耐震化や長寿命化の推進 ▶非構造部材やブロック塀の耐震化の推進		公共建築物の耐震化率 96.8%(R2) →100%(R10)
▶学校は、児童・生徒の学習・生活の場であり、避難場所であるため、安全で安心な施設機能を確保する必要がある。	▶学校施設等の計画的な改築や改修、及び適切な維持管理の実施 ▶非構造部材やブロック塀の耐震化の推進		学校耐震化率 100%(R6)
▶災害発生時でも安全で安心して暮らせる市営住宅とするため、市営住宅ストックの適切な活用を図る必要がある。	▶適切な管理・修繕や整備の実施 ▶耐震性の確保等による既存市営住宅の性能の維持・向上		
▶災害発生時における海路による輸送確保のため、港湾・漁港施設の安全対策を進めるとともに、青森港業務継続計画(BCP)の実行性を確保するための取組を実施する必要がある。	▶国や県が実施する港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策等への協力 ▶青森港業務継続計画(BCP)に基づく訓練等の実施		漁港整備率 75%(R6) →100%(R11)
▶ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、安全対策を実施する必要がある。	▶ため池施設の実態把握と補強改良工事及びため池廃止の実施		
■ 道路施設の防災対策			
▶災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路とそれを補完する緊急輸送道路以外の道路、及び橋梁の安全性を確保する必要がある。	▶都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備の推進 ▶橋梁をはじめとする道路施設の計画的な改築・更新等による長寿命化の推進 ▶発災後の道路における障害物の除去		都市計画道路整備率 69.1%(R5) →69.6%(R10) 橋梁修繕措置箇所数 44橋(R5) →59橋(R10)
▶災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道や農道橋等の安全性を確保する必要がある。	▶農道や農道橋の点検や補修・改良工事の実施 ▶林道や林道橋の点検や補修・改良工事の実施		
■ 空き家対策			
▶本市の適切な管理がされていない空家数は増加しているため、防災等の面から、空家等の適切な管理を促進する必要がある。	▶相談体制や情報発信の充実を通じた空家等の発生予防・抑制、利活用の促進 ▶各種情報の提供等を通じた所有者等による適切な管理の促進 ▶法令等に基づく助言・指導、勧告等段階的措置の実施		青森市空き家・空き地バンク累計登録件数 28件(R5) →78件(R10)

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

1 直接死を最大限防ぐこと

【リスクシナリオ】

1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 防火対策・消防力強化			
▶火災の発生や地震発生時の火災の同時多発等による被害を未然に防止するため、建物火災による被害軽減や防火意識の啓発を図る必要がある。	▶防火管理体制の確立や予防査察指導の強化等を通じた建築物の防火対策の推進 ▶住宅用火災警報器の設置及び維持管理の推進や火災予防運動の実施等を通じた防火思想の普及徹底		
▶災害発生等に迅速・的確に対応するため、消防力の強化を図る必要がある。	▶消防資機材の充実 ▶消防技術力の向上に向けた訓練の実施		
▶地域防災力の充実・強化のため、消防団員の確保や装備の充実を図る必要がある。	▶消防団制度の普及啓発や入団促進活動による消防団員の確保 ▶無線機等の情報通信機器や救助活動用資機材の充実		
▶災害発生時の防災ヘリコプターによる消火、救助、救急活動やドクターヘリコプターによる救急医療活動ができるよう、運航体制の確保が必要である。	▶県との連携による防災ヘリ等の運用に係る訓練の実施 ▶臨時ヘリポートの確保		
□ 石油コンビナート等の防災体制の充実			
▶石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、県等と連携し、防災訓練を実施する必要がある。	▶県及び関係機関と連携した防災訓練等の防災対策の実施		青森市総合防災訓練の実施 年1回
■ 避難場所の指定・確保			
▶災害時における住民や観光客等の安全確保のため、避難所等を確保する必要がある。	▶指定避難所及び指定緊急避難場所の指定		指定避難所指定数193箇所(R6.9.1現在) 指定緊急避難場所指定数292箇所(R6.9.1現在)
▶一般の避難所で生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所の確保に努める必要がある。	▶社会福祉法人等との福祉避難所の確保に関する協定締結の推進		福祉避難所の指定数40施設(R6.9.1現在)
▶県との連携により「防災公共」を推進しているが、災害発生時に住民が速やかな避難を確実に行うため、防災公共推進計画の実行性を高めていく必要がある。	▶防災公共推進計画で整理した最適な避難場所・避難経路の周知 ▶計画に位置付けられた短期的・中期的施策の推進とフォローアップの実施		
▶公園や緑地は、災害発生時の避難場所や活動拠点となるとともに、延焼遮断帯としての機能も有することから、緑の持つ防災機能を生かした安全・安心な都市の環境づくりを推進する必要がある。	▶公園・緑地の適正配置 ▶防災機能を有した公園としての機能向上		
■ 避難行動支援			
▶災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれる環境づくりが必要である。	▶指定避難所等の周知 ▶指定避難所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識等の設置 ▶避難計画の策定		
▶災害発生時に、自ら避難することが困難な者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、青森市避難行動要支援者避難支援全体計画の実行性を高めていく必要がある。	▶避難行動要支援者の状況把握と関係機関との情報共有 ▶関係機関との避難支援に係る役割分担の確認 ▶避難行動要支援者に関する情報の更新		

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

1 直接死を最大限防ぐこと

【リスクシナリオ】

1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 防災意識の啓発・地域防災力の向上 ▶地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援及び既存組織の活性化を図る必要がある。 ▶災害発生時の被害の軽減を図るためには、住民が迅速かつ的確に行動できる体制を整える必要がある。	▶自主防災組織の結成に向けた町会等への支援 ▶自主防災組織等が行う防災訓練や防災関連講習会への支援 ▶リーダー研修会等による人材育成の実施 ▶防災関連行事での各種講習会や様々な広報媒体等を活用した防災に対する知識の普及啓発 ▶防災訓練の実施 ▶地区別防災カルテの周知		自主防災組織活動カバー率 58.59%(R6.9.1現在) →60.13%(R10)
■ 大規模盛土造成地等の耐震化対策 ▶土砂災害に対し安全安心な市民生活を確保するため、土砂災害が懸念される危険箇所の災害防止対策を進める必要がある。	▶県との連携による砂防事業や急傾斜地崩落防止工事等の実施 ▶大規模盛土造成地等の調査や宅地カルテの作成等の宅地耐震化の実施		県による急傾斜地崩落防止工事実施箇所数 22箇所/32箇所(R6)

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

1 直接死を最大限防ぐこと

【リスクシナリオ】

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 津波防災施設の整備 ▶高潮や波浪、津波等から人命、財産を守るため、海岸保全施設の防災対策を進める必要がある。	▶国・県が実施する海岸保全施設(海岸堤防、防潮堤等)の整備や老朽化対策への協力		
■ 警戒避難体制の整備(津波等) ▶地震、津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害を軽減するため、津波等の被害予測や避難行動に関する理解促進を図る必要がある。	▶津波ハザードマップ及び津波避難計画等の周知 ▶災害被害想定調査結果の防災対策への活用		
▶災害発生時、情報収集や防災関係機関相互の情報伝達を迅速・確実に実施するため、県や防災関係機関との情報伝達網の整備や情報収集体制の構築等を図る必要がある。	▶情報通信網の多ルート化の推進 ▶関係機関との情報共有ネットワークの構築 ▶防災訓練等を通じた連携体制の実行性の確保		
▶避難情報の提供を適時行い、迅速・確実に住民、観光客(外国人含む)に伝達できるよう、住民等への情報伝達体制を整備する必要がある。	▶避難情報の発令基準の設定 ▶災害情報を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者等との連携強化 ▶アラート(災害情報共有システム)等の整備 ▶多言語による防災情報の提供 ▶情報伝達手段の周知 ▶訪日外国人旅行者等の通訳支援		
▶津波被害から在港船舶や沿岸で操業中の漁船を守るため、船舶の大きさや予想される津波規模に応じた対応を講じる必要がある。	▶予想される津波の規模に応じた避難行動等の在港船舶や漁船への周知		
■ 避難場所の指定・確保 ▶災害時における住民や観光客等の安全確保のため、避難所等を確保する必要がある。	▶指定避難所及び指定緊急避難場所の指定		指定避難所指定数193箇所(R6.9.1現在) ○ 指定緊急避難場所指定数292箇所(R6.9.1現在)
▶一般の避難所で生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所の確保に努める必要がある。	▶社会福祉法人等との福祉避難所の確保に関する協定締結の推進		○ 福祉避難所の指定数40施設(R6.9.1現在)
▶県との連携により「防災公共」を推進しているが、災害発生時に住民が速やかな避難を確実にするため、防災公共推進計画の実行性を高めていく必要がある。	▶防災公共推進計画で整理した最適な避難場所・避難経路の周知 ▶計画に位置付けられた短期的・中期的施策の推進とフォローアップの実施	○	
▶公園や緑地は、災害発生時の避難場所や活動拠点となるとともに、延焼遮断帯としての機能も有することから、緑の持つ防災機能を生かした安全・安心な都市の環境づくりを推進する必要がある。	▶公園・緑地の適正配置 ▶防災機能を有した公園としての機能向上	○	
■ 避難行動支援 ▶災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれる環境づくりが必要である。	▶指定避難所等の周知 ▶指定避難所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識等の設置 ▶避難計画の策定	○	
▶災害発生時に、自ら避難することが困難な者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、青森市避難行動要支援者避難支援全体計画の実行性を高めていく必要がある。	▶避難行動要支援者の状況把握と関係機関との情報共有 ▶関係機関との避難支援に係る役割分担の確認 ▶避難行動要支援者に関する情報の更新	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

1 直接死を最大限防ぐこと

【リスクシナリオ】

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 消防力の強化 ▶津波災害時の消防団員の安全を確保するため、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の実行性を確保する必要がある。 ▶災害発生等に迅速・的確に対応するため、消防力の強化を図る必要がある。 ▶地域防災力の充実・強化のため、消防団員の確保や装備の充実を図る必要がある。	▶マニュアルに基づく訓練の定期的な実施 ▶消防資機材の充実 ▶消防技術力の向上に向けた訓練の実施 ▶消防団制度の普及啓発や入団促進活動による消防団員の確保 ▶無線機等の情報通信機器や救助活動用資機材の充実	 ○ ○	
■ 防災意識の啓発・地域防災力の向上 ▶地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援及び既存組織の活性化を図る必要がある。 ▶災害発生時の被害の軽減を図るためには、住民が迅速かつ的確に行動できる体制を整える必要がある。	▶自主防災組織の結成に向けた町会等への支援 ▶自主防災組織等が行う防災訓練や防災関連講習会への支援 ▶リーダー研修会等による人材育成の実施 ▶防災関連行事での各種講習会や様々な広報媒体等を活用した防災に対する知識の普及啓発 ▶防災訓練の実施 ▶地区別防災カルテの周知	○ ○	自主防災組織活動カバー率 58.59%(R6.9.1現在) →60.13%(R10)

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

1 直接死を最大限防ぐこと

【リスクシナリオ】

1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 河川改修等の治水対策 ▶洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修等の整備を進める必要がある。	▶国の交付金等を活用した計画的かつ効率的な河川改修等の実施		河川改修の進捗率 80.8%(R6) →89.3%(R11)
▶高潮や波浪、津波等から人命、財産を守るため、海岸保全施設の防災対策を進める必要がある。	▶国・県が実施する海岸保全施設(海岸堤防、防潮堤等)の整備や老朽化対策への協力	○	
■ 雨水管渠・農業水利施設等の防災対策 ▶内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るため、水路や側溝、雨水管渠等の防災対策を進める必要がある。	▶水路や側溝の整備の推進 ▶維持管理や改築などによる雨水管渠等の機能保全		
▶ため池や農業用排水路等について、自然災害の際にも機能を確保するため、老朽化対策等を実施する必要がある。	▶県が実施する農業水利施設等の補強・改修等への協力		
■ 警戒避難体制の整備(水害) ▶洪水や内水等による浸水の発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、浸水情報や避難に関する情報を提供し、理解促進を図る必要がある。	▶洪水ハザードマップの周知 ▶内水ハザードマップ・浸水実績マップの周知		
▶災害発生時、情報収集や防災関係機関相互の情報伝達を迅速・確実に実施するため、県や防災関係機関との情報伝達網の整備や情報収集体制の構築等を図る必要がある。	▶情報通信網の多ルート化の推進 ▶関係機関との情報共有ネットワークの構築 ▶防災訓練等を通じた連携体制の実行性の確保	○	
▶避難情報の提供を適時行い、迅速・確実に住民、観光客(外国人含む)に伝達できるよう、住民等への情報伝達体制を整備する必要がある。	▶避難情報の発令基準の設定 ▶災害情報を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者等との連携強化 ▶アラート(災害情報共有システム)等の整備 ▶多言語による防災情報の提供 ▶情報伝達手段の周知 ▶訪日外国人旅行者等の通訳支援	○	
■ 避難場所の指定・確保 ▶災害時における住民や観光客等の安全確保のため、避難所等を確保する必要がある。	▶指定避難所及び指定緊急避難場所の指定		指定避難所指定数193箇所(R6.9.1現在)
		○	指定緊急避難場所指定数292箇所(R6.9.1現在)
▶一般の避難所で生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所の確保に努める必要がある。	▶社会福祉法人等との福祉避難所の確保に関する協定締結の推進	○	福祉避難所の指定数40施設(R6.9.1現在)
▶県との連携により「防災公共」を推進しているが、災害発生時に住民が速やかな避難を確実にを行うため、防災公共推進計画の実行性を高めていく必要がある。	▶防災公共推進計画で整理した最適な避難場所・避難経路の周知 ▶計画に位置付けられた短期的・中期的施策の推進とフォローアップの実施	○	
▶公園や緑地は、災害発生時の避難場所や活動拠点となるとともに、延焼遮断帯としての機能も有することから、緑の持つ防災機能を生かした安全・安心な都市の環境づくりを推進する必要がある。	▶公園・緑地の適正配置 ▶防災機能を有した公園としての機能向上	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

1 直接死を最大限防ぐこと

【リスクシナリオ】

1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 避難行動支援			
▶災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれる環境づくりが必要である。	▶指定避難所等の周知 ▶指定避難所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識等の設置 ▶避難計画の策定	○	
▶災害発生時に、自ら避難することが困難な者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、青森市避難行動要支援者避難支援全体計画の実行性を高めしていく必要がある。	▶避難行動要支援者の状況把握と関係機関との情報共有 ▶関係機関との避難支援に係る役割分担の確認 ▶避難行動要支援者に関する情報の更新	○	
■ 消防力の強化			
▶災害発生等に迅速・的確に対応するため、消防力の強化を図る必要がある。	▶消防資機材の充実 ▶消防技術力の向上に向けた訓練の実施	○	
▶地域防災力の充実・強化のため、消防団員の確保や装備の充実を図る必要がある。	▶消防団制度の普及啓発や入団促進活動による消防団員の確保 ▶無線機等の情報通信機器や救助活動用資機材の充実	○	
■ 防災意識の啓発・地域防災力の向上			
▶減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進するため、国が示した「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、水防災意識社会の再構築に取り組む必要がある。	▶青森圏域大規模氾濫時の減災対策協議会によりとりまとめたハード・ソフト対策の実施 ▶当協議会を通じた情報交換等の実施		
▶水害を未然に防止し、被害を最小限に食い止めるため、水防団を充実強化する必要がある。	▶水防団員の確保の促進 ▶水防訓練等を通じた技術力の向上		
▶災害発生時の被害の軽減を図るためには、住民が迅速かつ的確に行動できる体制を整える必要がある。	▶防災関連行事での各種講習会や様々な広報媒体等を活用した防災に対する知識の普及啓発 ▶防災訓練の実施 ▶地区別防災カルテの周知	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

1 直接死を最大限防ぐこと

【リスクシナリオ】

1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 警戒避難体制の整備(土砂災害) ▶住民の適切な避難行動を促すため、土砂災害危険箇所や避難に関する情報を提供し、理解促進を図る必要がある。 ▶災害発生時、情報収集や防災関係機関相互の情報伝達を迅速・確実に実施するため、県や防災関係機関との情報伝達網の整備や情報収集体制の構築等を図る必要がある。 ▶避難情報の提供を適時行い、迅速・確実に住民、観光客(外国人含む)に伝達できるよう、住民等への情報伝達体制を整備する必要がある。	▶土砂災害ハザードマップの周知 ▶情報通信網の多ルート化の推進 ▶関係機関との情報共有ネットワークの構築 ▶防災訓練等を通じた連携体制の実行性の確保 ▶避難情報の発令基準の設定 ▶災害情報を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者等との連携強化 ▶アラート(災害情報共有システム)等の整備 ▶多言語による防災情報の提供 ▶情報伝達手段の周知 ▶訪日外国人旅行者等の通訳支援	○ ○	
■ 土砂災害対策施設の整備・老朽化対策 ▶土砂災害に対し安全安心な市民生活を確保するため、土砂災害が懸念される危険箇所の災害防止対策を進める必要がある。	▶県との連携による砂防事業や急傾斜地崩落防止工事等の実施 ▶大規模盛土造成地等の調査や宅地カルテの作成等の宅地耐震化の実施	○	県による急傾斜地崩落防止工事実施箇所数 22箇所/32箇所(R6)
■ 農山村地域における防災対策 ▶農山村地域における土砂崩れや地すべり等から人命や財産、農地等を守るため、治山施設等の整備や農地防災対策を進める必要がある。 ▶ため池や農業用排水路等について、自然災害の際にも機能を確保するため、老朽化対策等を実施する必要がある。	▶治山対策や土砂崩壊防止対策、地すべり対策等の実施に係る県への働きかけ ▶県が実施する農業水利施設等の補強・改修等への協力	○	
■ 警戒避難体制の整備(火山噴火) ▶八甲田山火山及び十和田火山の火山現象から人命や財産を守るための体制を整備する必要がある。	▶火山防災協議会における噴火警戒レベルの設定や避難計画の策定 ▶火山防災マップの周知		
■ 登山者等の安全対策 ▶登山者や観光客等が噴火の規模等に応じた適切な防災対応をとることができるよう安全対策を講じる必要がある。 ▶住民等が災害発生時に適切な防災対策や避難行動をとることができるよう、情報収集・発信できる環境を確保する必要がある。	▶登山者等に対する情報伝達手段の多様化の実施 ▶登山者等に対する防災知識の普及啓発 ▶公共施設等の無線LAN(Wi-Fi)利用環境の適正管理		Wi-Fiスポット 26箇所(R6)

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

1 直接死を最大限防ぐこと

【リスクシナリオ】

1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 避難場所の指定・確保 ▶災害時における住民や観光客等の安全確保のため、避難所等を確保する必要がある。	▶指定避難所及び指定緊急避難場所の指定	○	指定避難所指定数193箇所(R6.9.1現在) 指定緊急避難場所指定数292箇所(R6.9.1現在)
▶一般の避難所で生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所の確保に努める必要がある。	▶社会福祉法人等との福祉避難所の確保に関する協定締結の推進	○	福祉避難所の指定数40施設(R6.9.1現在)
▶県との連携により「防災公共」を推進しているが、災害発生時に住民が速やかな避難を確実にするため、防災公共推進計画の実行性を高めていく必要がある。	▶防災公共推進計画で整理した最適な避難場所・避難経路の周知 ▶計画に位置付けられた短期的・中期的施策の推進とフォローアップの実施	○	
▶公園や緑地は、災害発生時の避難場所や活動拠点となるとともに、延焼遮断帯としての機能も有することから、緑の持つ防災機能を生かした安全・安心な都市の環境づくりを推進する必要がある。	▶公園・緑地の適正配置 ▶防災機能を有した公園としての機能向上	○	
■ 避難行動支援 ▶災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれる環境づくりが必要である。	▶指定避難所等の周知 ▶指定避難所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識等の設置 ▶避難計画の策定	○	
▶災害発生時に、自ら避難することが困難な者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、青森市避難行動要支援者避難支援全体計画の実行性を高めていく必要がある。	▶避難行動要支援者の状況把握と関係機関との情報共有 ▶関係機関との避難支援に係る役割分担の確認 ▶避難行動要支援者に関する情報の更新	○	
■ 消防力の強化 ▶災害発生等に迅速・的確に対応するため、消防力の強化を図る必要がある。	▶消防資機材の充実 ▶消防技術力の向上に向けた訓練の実施	○	
▶地域防災力の充実・強化のため、消防団員の確保や装備の充実を図る必要がある。	▶消防団制度の普及啓発や入団促進活動による消防団員の確保 ▶無線機等の情報通信機器や救助活動用資機材の充実	○	
■ 防災意識の啓発・地域防災力の向上 ▶住民の適切な避難行動を促すため、土砂災害に対する防災意識の向上を図る必要がある。	▶土砂災害ハザードマップ等による防災意識の普及啓発		
▶近年は県内において火山噴火の実績がなく、火山に対する防災意識が低いため、普及啓発が必要である。	▶火山防災マップ等を活用した火山防災意識の向上		
▶地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援及び既存組織の活性化を図る必要がある。	▶自主防災組織の結成に向けた町会等への支援 ▶自主防災組織等が行う防災訓練や防災関連講習会への支援 ▶リーダー研修会等による人材育成の実施	○	自主防災組織活動カバー率 58.59%(R6.9.1現在) →60.13%(R10)
▶災害発生時の被害の軽減を図るためには、住民が迅速かつ的確に行動できる体制を整える必要がある。	▶防災関連行事での各種講習会や様々な広報媒体等を活用した防災に対する知識の普及啓発 ▶防災訓練の実施 ▶地区別防災カルテの周知	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

1 直接死を最大限防ぐこと

【リスクシナリオ】

1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 防雪施設の整備 ▶冬期間の安全な道路交通等を確保するため、交通の途絶による地域の孤立やなだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う必要がある。	▶防雪施設(なだれ防止施設、地吹雪対策施設等)の整備・老朽化対策の実施		
■ 道路交通の確保 ▶冬期間における道路交通機能の低下を防ぐため、除排雪体制の維持及び国や県等との連携強化を図るとともに、安全で快適な歩行者空間の確保を図る必要がある。	▶雪対策基本計画及び除排雪事業実施計画に基づく適切な除排雪の実施 ▶国、県、事業者との連携による適時適切な除排雪の実施 ▶流・融雪溝の整備の推進		
□ 代替交通手段の確保 ▶災害発生時に道路が通行困難となった場合でも人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、代替交通手段を確保する必要がある。	▶JR、民営鉄道事業者、航路運送事業者、航空会社等関係事業者と情報交換等を通じた連携・協力体制の確認		
■ 情報通信の確保 ▶住民等が災害発生時に適切な防災対策や避難行動をとることができるよう、情報収集・発信できる環境を確保する必要がある。	▶公共施設等の無線LAN(Wi-Fi)利用環境の適正管理	○	Wi-Fiスポット 26箇所(R6)
■ 冬季の防災意識の向上 ▶雪下ろし等の雪処理作業中の事故等を防止するため、雪処理に関する注意喚起を行う必要がある。	▶市ホームページや広報紙等を通じた雪処理に関する情報提供の実施 ▶雪に関して学ぶ機会を通じた雪処理ルールやマナーの伝達		

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

1 直接死を最大限防ぐこと

【リスクシナリオ】

1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 行政情報連絡体制の強化 ▶災害発生時、情報収集や防災関係機関相互の情報伝達を迅速・確実に実施するため、県や防災関係機関との情報伝達網の整備や情報収集体制の構築等を図る必要がある。	▶情報通信網の多ルート化の推進 ▶関係機関との情報共有ネットワークの構築 ▶防災訓練等を通じた連携体制の実行性の確保	○	
■ 住民等への情報伝達の強化 ▶避難行動要支援者に避難情報が的確に伝わるよう、情報伝達体制の整備を進める必要がある。 ▶避難情報の提供を適時行い、迅速・確実に住民、観光客(外国人含む)に伝達できるよう、住民等への情報伝達体制を整備する必要がある。 ▶住民等が災害発生時に適切な防災対策や避難行動をとることができるよう、情報収集・発信できる環境を確保する必要がある。	▶地域や関係機関との連携による避難行動要支援者への情報の伝達 ▶避難行動要支援者に配慮したわかりやすい説明と伝達手段による情報の伝達 ▶避難情報の発令基準の設定 ▶災害情報を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者等との連携強化 ▶アラート(災害情報共有システム)等の整備 ▶多言語による防災情報の提供 ▶情報伝達手段の周知 ▶訪日外国人旅行者等の通訳支援 ▶公共施設等の無線LAN(Wi-Fi)利用環境の適正管理	○	Wi-Fiスポット 26箇所(R6)
■ 防災意識の啓発・地域防災力の向上 ▶災害発生時の被害の軽減を図るためには、住民が迅速かつ的確に行動できる体制を整える必要がある。	▶防災関連行事での各種講習会や様々な広報媒体等を活用した防災に対する知識の普及啓発 ▶防災訓練の実施 ▶地区別防災カルテの周知	○	
■ 防災教育の推進・学校防災体制の確立 ▶児童生徒等及び職員の生命、身体の安全を確保するため、防災意識の高揚を図る必要がある。	▶学校等の教育活動全体を通じた防災教育の推進 ▶学校防災マニュアルの周知及び訓練の実施		

【事前に備えるべき目標】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

【リスクシナリオ】

2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 支援物資等の供給体制の確保			
▶災害発生時に被災者の食料や日用品等を確保するため、物資の確保に関する協力体制の整備や備蓄の確保を進める必要がある。	▶災害発生時の食料や日用品等の物資調達に関する協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善 ▶防災倉庫の整備と備蓄 ▶食料や日用品等の家庭内備蓄の普及啓発		
▶災害発生時においても、病院や避難所等の重要施設や緊急車両に対し、安定的な燃料供給の確保を図るため、関係機関との連携体制を維持・強化する必要がある。	▶国・県・関係機関との連携による石油類燃料の調達・供給体制の整備 ▶県石油商業協同組合各支部等との連携による燃料供給対策の実施 ▶災害発生時の液化石油ガス調達に関する協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善		
▶災害発生時に迅速かつ円滑に応援職員や救援物資等の受け入れができるよう、青森市災害時受援計画に基づき、受援力向上に向けた取組を推進する必要がある。	▶他自治体との相互応援協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善		
▶災害発生時における難病患者や持病を抱える被災者の医療体制の維持や医薬品等の円滑な供給を確保する必要がある。	▶難病患者等に必要な医薬品や衛生材料の確保 ▶難病患者等への医療機関や移送手段の情報提供 ▶県等との連携による医薬品の調達		
■ 水道施設の防災対策			
▶災害発生時における給水機能を確保するため、水道管や浄水場等の耐震化・老朽化対策に取り組むとともに、損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう応急復旧体制を整える必要がある。	▶水道施設の耐震化と老朽化対策の推進 ▶浄水場・配水所間のバックアップ体制の強化 ▶災害対策用資機材・非常用飲料水の備蓄 ▶災害訓練等の実施		全管路の耐震適合率 76.6%(R7) →78.3%(R11)
■ 道路施設の防災対策			
▶災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路とそれを補完する緊急輸送道路以外の道路、及び橋梁の安全性を確保する必要がある。	▶都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備の推進 ▶橋梁をはじめとする道路施設の計画的な改築・更新等による長寿命化の推進 ▶発災後の道路における障害物の除去	○	都市計画道路整備率 69.1%(R5) →69.6%(R10) 橋梁修繕措置箇所数 44橋(R5) →59橋(R10)
▶災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道や農道橋等の安全性を確保する必要がある。	▶農道や農道橋の点検や補修・改良工事の実施 ▶林道や林道橋の点検や補修・改良工事の実施	○	
■ 港湾・漁港の防災対策			
▶災害発生時における海路による輸送確保のため、港湾・漁港施設の安全対策を進めるとともに、青森港業務継続計画(BCP)の実行性を確保するための取組を実施する必要がある。	▶国や県が実施する港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策等への協力 ▶青森港業務継続計画(BCP)に基づく訓練等の実施	○	漁港整備率 75%(R6) →100%(R11)
■ 食料生産体制の強化			
▶災害発生時においても農林水産物が安定供給できるよう、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。	▶農地や森林の適正管理と資源の有効活用 ▶漁港や漁場などの適正管理 ▶農林水産業の担い手の育成・確保の推進 ▶農林水産業の経営体質の強化		認定新規就農者数 7経営体(R5) →8経営体(R11) ほ場整備の割合 80.5%(R6) →81.5%(R11)
▶ため池や農業用排水路等について、自然災害の際にも機能を確保するため、老朽化対策等を実施する必要がある。	▶県が実施する農業水利施設等の補強・改修等への協力	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

【リスクシナリオ】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 地域の孤立防止対策 ▶防災公共推進計画等も踏まえながら、孤立地域が発生する恐れのある地区の危険箇所の対策を進める必要がある。	▶孤立の恐れのある地域や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない危険箇所での対策の実施		
■ 孤立地域発生時の支援体制の構築 ▶災害により孤立した地域では食料や資機材等とともに負傷者への医療措置等が必要となるため、支援体制の構築が必要である。	▶防災無線等による地域との連絡手段の確保 ▶負傷者の緊急搬送の体制の確保 ▶救援物資の搬送による物資供給等の実施		
■ 代替交通・輸送手段の確保 ▶災害発生時に道路が通行困難となった場合でも人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、代替交通手段を確保する必要がある。	▶JR、民営鉄道事業者、航路運送事業者、航空会社等関係事業者と情報交換等を通じた連携・協力体制の確認	○	
▶災害発生時における海路による輸送確保のため、港湾・漁港施設の安全対策を進めるとともに、青森港業務継続計画(BCP)の実行性を確保するための取組を実施する必要がある。	▶国や県が実施する港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策等への協力 ▶青森港業務継続計画(BCP)に基づく訓練等の実施	○	漁港整備率 75%(R6) →100%(R11)
■ 防災ヘリコプター等の運航の確保 ▶災害発生時の防災ヘリコプターによる消火、救助、救急活動やドクターヘリコプターによる救急医療活動ができるよう、運航体制の確保が必要である。	▶県との連携による防災ヘリ等の運用に係る訓練の実施 ▶臨時ヘリポートの確保	○	
■ 情報通信の確保 ▶住民等が災害発生時に適切な防災対策や避難行動をとることができるよう、情報収集・発信できる環境を確保する必要がある。	▶公共施設等の無線LAN(Wi-Fi)利用環境の適正管理	○	Wi-Fiスポット 26箇所(R6)
■ 道路施設の防災対策 ▶災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路とそれを補完する緊急輸送道路以外の道路、及び橋梁の安全性を確保する必要がある。	▶都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備の推進 ▶橋梁をはじめとする道路施設の計画的な改築・更新等による長寿命化の推進 ▶発災後の道路における障害物の除去	○	都市計画道路整備率 69.1%(R5) →69.6%(R10) 橋梁修繕措置箇所数 44橋(R5) →59橋(R10)
▶災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道や農道橋等の安全性を確保する必要がある。	▶農道や農道橋の点検や補修・改良工事の実施 ▶林道や林道橋の点検や補修・改良工事の実施	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

【リスクシナリオ】

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 防災関連施設の耐震化・老朽化対策 ▶多くの公共建築物が災害発生時に避難場所等の拠点となるとともに、市庁舎や消防庁舎は防災拠点、市民病院は災害拠点病院となることから、公共建築物の安全性を確保する必要がある。	▶公共建築物の耐震化や長寿命化の推進 ▶非構造部材やブロック塀の耐震化の推進		○ 公共建築物の耐震化率 96.8%(R2) →100%(R10)
■ 災害対策本部等機能の強化 ▶大規模災害発生時における多様な応急活動に対処するため、災害対策の中核となる災害対策本部機能の充実強化を図るとともに、地域単位での防災活動拠点体制を整備する必要がある。	▶災害対策本部・防災活動拠点に通信設備、生活必需物資、防災資機材等の防災機能を整備 ▶計画的、継続的な防災訓練の実施による本部体制等の検証・改善		
■ 関係機関の連携強化・防災訓練の推進 ▶災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に、消防庁を通して出動する緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森市災害時受援計画に基づき体制を整える必要がある。	▶緊急消防援助隊の受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善 ▶北海道東北ブロック合同訓練への参加等による応援要請や受入れ調整等の体制の検証		
▶災害発生時に医療提供体制を確保するため、医療機関相互の連携体制や、医療等の応援受入体制を整える必要がある。	▶災害時の医療救護活動に関する協定の締結 ▶防災訓練等を通じた連携体制の強化 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善		
▶大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。	▶他自治体や防災関係機関との相互応援協定の締結 ▶相互応援協定等に基づく広域応援等を含めた実践的な総合防災訓練(実働訓練・図上訓練)の実施 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善		
▶災害発生時に迅速かつ円滑に応援職員や救援物資等の受け入れができるよう、青森市災害時受援計画に基づき、受援力向上に向けた取組を推進する必要がある。	▶他自治体との相互応援協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善	○	
■ 救急・救助活動の体制強化 ▶災害発生時における円滑な医療救護活動の実施や救命率の向上等を図るため、医療体制や救急体制の充実とともに、青森市民病院業務継続計画(BCP)に基づく非常時優先業務を確実に遂行する必要がある。	▶県との連携による医療従事者の育成・確保対策の推進 ▶各医療機関相互の役割分担と連携強化による医療サービス提供体制の構築 ▶救急救命士の養成等による病院前救護体制の構築 ▶青森市民病院業務継続計画(BCP)に係る訓練等の実施		
▶災害発生等に迅速・的確に対応するため、消防力の強化を図る必要がある。	▶消防資機材の充実 ▶消防技術力の向上に向けた訓練の実施	○	
▶地域防災力の充実・強化のため、消防団員の確保や装備の充実を図る必要がある。	▶消防団制度の普及啓発や入団促進活動による消防団員の確保 ▶無線機等の情報通信機器や救助活動用資機材の充実	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

【リスクシナリオ】

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
□ 防災意識の啓発・地域防災力の向上 ▶地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援及び既存組織の活性化を図る必要がある。 ▶災害発生時の被害の軽減を図るためには、住民が迅速かつ的確に行動できる体制を整える必要がある。	▶自主防災組織の結成に向けた町会等への支援 ▶自主防災組織等が行う防災訓練や防災関連講習会への支援 ▶リーダー研修会等による人材育成の実施 ▶防災関連行事での各種講習会や様々な広報媒体等を活用した防災に対する知識の普及啓発 ▶防災訓練の実施 ▶地区別防災カルテの周知	 ○ ○	 自主防災組織活動カバー率 58.59%(R6.9.1現在) →60.13%(R10)

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

【リスクシナリオ】

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保 ▶災害発生時においても、病院や避難所等の重要施設や緊急車両に対し、安定的な燃料供給の確保を図るため、関係機関との連携体制を維持・強化する必要がある。	▶国・県・関係機関との連携による石油類燃料の調達・供給体制の整備 ▶県石油商業協同組合各支部等との連携による燃料供給対策の実施 ▶災害発生時の液化石油ガス調達に関する協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善	○	
■ 道路施設の防災対策 ▶災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路とそれを補完する緊急輸送道路以外の道路、及び橋梁の安全性を確保する必要がある。	▶都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備の推進 ▶橋梁をはじめとする道路施設の計画的な改築・更新等による長寿命化の推進 ▶発災後の道路における障害物の除去	○	都市計画道路整備率 69.1%(R5) →69.6%(R10) 橋梁修繕措置箇所数 44橋(R5) →59橋(R10)
▶災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道や農道橋等の安全性を確保する必要がある。	▶農道や農道橋の点検や補修・改良工事の実施 ▶林道や林道橋の点検や補修・改良工事の実施	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

【リスクシナリオ】

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
□ 帰宅困難者の避難体制の確保			
▶災害発生時に多くの観光客等が帰宅困難となった場合、市の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村等へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。	▶他地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善 ▶発災時の具体的な避難手順等の検討		
▶避難情報の提供を適時行い、迅速・確実に住民、観光客(外国人含む)に伝達できるよう、住民等への情報伝達体制を整備する必要がある。	▶避難情報の発令基準の設定 ▶災害情報を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者等との連携強化 ▶アラート(災害情報共有システム)等の整備 ▶多言語による防災情報の提供 ▶情報伝達手段の周知 ▶訪日外国人旅行者等の通訳支援	○	
□ 支援物資等の供給体制の確保			
▶災害発生時に被災者の食料や日用品等を確保するため、物資の確保に関する協力体制の整備や備蓄の確保を進める必要がある。	▶災害発生時の食料や日用品等の物資調達に関する協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善 ▶防災倉庫の整備と備蓄 ▶食料や日用品等の家庭内備蓄の普及啓発	○	
▶災害発生時に迅速かつ円滑に応援職員や救援物資等の受け入れができるよう、青森市災害時受援計画に基づき、受援力向上に向けた取組を推進する必要がある。	▶他自治体との相互応援協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善	○	
▶災害発生時における給水機能を確保するため、水道管や浄水場等の耐震化・老朽化対策に取り組むとともに、損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう応急復旧体制を整える必要がある。	▶水道施設の耐震化と老朽化対策の推進 ▶浄水場・配水所間のバックアップ体制の強化 ▶災害対策用資機材・非常用飲料水の備蓄 ▶災害訓練等の実施	○	全管路の耐震適合率 76.6%(R7) →78.3%(R11)
□ 帰宅困難者の輸送手段の確保			
▶災害発生時の人員輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者との連携体制を整備する必要がある。	▶被災者の円滑な移送に向けた運送事業者との協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善		

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

【リスクシナリオ】

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 病院・福祉施設等の耐震化 ▶多くの公共建築物が災害発生時に避難場所等の拠点となるとともに、市庁舎や消防庁舎は防災拠点、市民病院は災害拠点病院となることから、公共建築物の安全性を確保する必要がある。 介護施設や障がい福祉施設、保育所等は、自力避難が困難な方も利用しているため、災害発生時でも施設の安全・安心を確保する必要がある。	▶公共建築物の耐震化や長寿命化の推進 ▶非構造部材やブロック塀の耐震化の推進 ▶国等の支援制度の活用による社会福祉施設の耐震改修や改築の促進	○ ○	公共建築物の耐震化率 96.8%(R2) →100%(R10)
■ 災害発生時における医療提供体制の構築 ▶災害発生時の医療資源の需要を軽減するため、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する必要がある。 ▶災害発生時に多数の傷病者が発生し、市内での治療が困難に陥った場合、傷病者を市外の医療施設まで搬送する体制を整える必要がある。 ▶災害発生時における円滑な医療救護活動の実施や救命率の向上等を図るため、医療体制や救急体制の充実とともに、青森市民病院業務継続計画(BCP)に基づく非常時優先業務を確実に遂行する必要がある。 ▶災害発生時に医療提供体制を確保するため、医療機関相互の連携体制や、医療等の応援受入体制を整える必要がある。	▶応急手当やAEDの使用法の普及啓発に向けた救命講習の実施等による病院前救護体制の構築 ▶県との連携による訓練を通じた広域搬送体制の構築 ▶県との連携による医療従事者の育成・確保対策の推進 ▶各医療機関相互の役割分担と連携強化による医療サービス提供体制の構築 ▶救急救命士の養成等による病院前救護体制の構築 ▶青森市民病院業務継続計画(BCP)に係る訓練等の実施 ▶災害時の医療救護活動に関する協定の締結 ▶防災訓練等を通じた連携体制の強化 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善	○ ○	
■ 防災ヘリコプター等の運航の確保 ▶災害発生時の防災ヘリコプターによる消火、救助、救急活動やドクターヘリコプターによる救急医療活動ができるよう、運航体制の確保が必要である。	▶県との連携による防災ヘリ等の運用に係る訓練の実施 ▶臨時ヘリポートの確保	○	
■ 避難者等への支援 ▶災害発生時における被災者の心身の健康をサポートするため、保健・医療の連携による健康管理を行う必要がある。 ▶避難所において誰もが安心して過ごすことができるよう、男女のニーズの違いや要配慮者等に配慮した生活環境を確保する必要がある。 ▶避難情報の提供を適時行い、迅速・確実に住民、観光客(外国人含む)に伝達できるよう、住民等への情報伝達体制を整備する必要がある。	▶医師、保健師等からなる救護班による巡回相談や心のケア等の実施 ▶児童生徒等への心のケアや医療機関等との連携による健康相談等の実施 ▶避難所におけるプライバシーの確保 ▶女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営 ▶避難行動要支援者の特性の応じたきめ細やかな配慮の実施 ▶同行避難したペットの避難スペースの確保 ▶避難情報の発令基準の設定 ▶災害情報を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者等との連携強化 ▶アラート(災害情報共有システム)等の整備 ▶多言語による防災情報の提供 ▶情報伝達手段の周知 ▶訪日外国人旅行者等の通訳支援	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

【リスクシナリオ】

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 道路施設の防災対策 ▶災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路とそれを補完する緊急輸送道路以外の道路、及び橋梁の安全性を確保する必要がある。	▶都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備の推進 ▶橋梁をはじめとする道路施設の計画的な改築・更新等による長寿命化の推進 ▶発災後の道路における障害物の除去	○	都市計画道路整備率 69.1%(R5) →69.6%(R10) 橋梁修繕措置箇所数 44橋(R5) →59橋(R10)
▶災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道や農道橋等の安全性を確保する必要がある。	▶農道や農道橋の点検や補修・改良工事の実施 ▶林道や林道橋の点検や補修・改良工事の実施	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

【リスクシナリオ】

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 感染症対策			
▶感染症が発生している中において避難所を開設する場合は、感染症対策に万全を期すことが重要であるため、三密(密閉・密集・密接)をできる限り避け、感染症防止を図る必要がある。	▶手洗い等の手指衛生や換気の基本的感染対策 ▶高齢者等重症化リスクの高い者への対策の実施 ①十分な換気②混雑した場所を避ける③近接した会話を避ける(避けられない場合はマスク着用) ▶マスク、手指消毒液等の必要物資の確保、避難所内の適切な換気 ▶避難者の十分なスペースを確保 ▶避難者の健康管理や避難所の衛生管理、感染症患者や発熱者へ専用スペース又は個室を確保		
▶災害発生時における感染症の発生やまん延防止を図るため、迅速かつ的確に対応する必要がある。	▶各種定期予防接種の実施 ▶国の指示に基づいた臨時接種の実施 ▶健康教室等の実施による感染症予防に対する知識の普及啓発 ▶早期発見・早期治療に向けた感染症の検査・検診の実施 ▶医療機関などとの連携による迅速・的確な対応の実施		麻しん・風しん予防接種 の接種率 92.0%(R5) →95.0%(R11)
□ 下水道施設等の機能確保			
▶災害発生時、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、仮設トイレや簡易トイレ等の確保を図る必要がある。	▶災害時の仮設トイレ等の賃貸借に関する協定の締結 ▶協定内容等を円滑に実施するための平時からの具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善 ▶マンホールトイレ設置の推進 ▶家庭における携帯トイレの備蓄の普及啓発		
▶災害発生時において生活環境を確保するため、下水道施設や農業集落排水施設の機能確保を図る必要がある。	▶維持管理や改築などによる下水道施設等の機能保全 ▶補強や災害に強い工法による下水道施設等の耐震性の強化 ▶予備機器や非常用自家発電装置等の設置及び点検整備 ▶応急復旧用資材や車両等の確保		

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

【リスクシナリオ】

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 住宅・民間建築物・公共建築物等の耐震化・老朽化対策			
▶地震による住宅や建築物等の倒壊被害や道路への倒壊による避難路(緊急輸送道路等)の閉塞などを防止するとともに、余震等による二次災害を防止するため、建築物等の安全性を確保する必要がある。	▶国及び県の耐震化支援施策と連携した耐震化の促進 ▶県や関係機関と連携した相談体制の充実と耐震化の普及啓発の実施 ▶非構造部材やブロック塀の耐震化の促進 ▶二次災害防止に向けた応急危険度判定に係る人材の育成 ▶市街地において防災性を確保し、安全で快適な都市環境の創造に資する建築物等の整備に向けた支援の実施	○	住宅の耐震化率 88.7%(R5) →概ね解消(R10) 特定建築物の耐震化率 84.1%(R2) →概ね解消(R10)
介護施設や障がい福祉施設、保育所等は、自力避難が困難な方も利用しているため、災害発生時でも施設の安全・安心を確保する必要がある。	▶国等の支援制度の活用による社会福祉施設の耐震改修や改築の促進	○	
▶多くの公共建築物が災害発生時に避難場所等の拠点となるとともに、市庁舎や消防庁舎は防災拠点、市民病院は災害拠点病院となることから、公共建築物の安全性を確保する必要がある。	▶公共建築物の耐震化や長寿命化の推進 ▶非構造部材やブロック塀の耐震化の推進	○	公共建築物の耐震化率 96.8%(R2) →100%(R10)
▶学校は、児童・生徒の学習・生活の場であり、避難場所であるため、安全で安心な施設機能を確保する必要がある。	▶学校施設等の計画的な改築や改修、及び適切な維持管理の実施 ▶非構造部材やブロック塀の耐震化の推進	○	学校耐震化率 100%(R6)
▶災害発生時でも安全で安心して暮らせる市営住宅とするため、市営住宅ストックの適切な活用を図る必要がある。	▶適切な管理・修繕や整備の実施 ▶耐震性の確保等による既存市営住宅の性能の維持・向上	○	
■ 避難場所の指定・確保			
▶災害時における住民や観光客等の安全確保のため、避難所等を確保する必要がある。	▶指定避難所及び指定緊急避難場所の指定	○	指定避難所指定数193箇所(R6.9.1現在) 指定緊急避難場所指定数292箇所(R6.9.1現在)
▶一般の避難所で生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所の確保に努める必要がある。	▶社会福祉法人等との福祉避難所の確保に関する協定締結の推進	○	福祉避難所の指定数 40施設(R6.9.1現在)
▶県との連携により「防災公共」を推進しているが、災害発生時に住民が速やかな避難を確実にを行うため、防災公共推進計画の実行性を高めていく必要がある。	▶防災公共推進計画で整理した最適な避難場所・避難経路の周知 ▶計画に位置付けられた短期的・中期的施策の推進とフォローアップの実施	○	
▶災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれる環境づくりが必要である。	▶指定避難所等の周知 ▶指定避難所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識等の設置 ▶避難計画の策定	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

【リスクシナリオ】

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 支援物資等の供給体制の確保			
▶災害発生時に被災者の食料や日用品等を確保するため、物資の確保に関する協力体制の整備や備蓄の確保を進める必要がある。	▶災害発生時の食料や日用品等の物資調達に関する協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善 ▶防災倉庫の整備と備蓄 ▶食料や日用品等の家庭内備蓄の普及啓発	○	
▶災害発生時における難病患者や持病を抱える被災者の医療体制の維持や医薬品等の円滑な供給を確保する必要がある。	▶難病患者等に必要な医薬品や衛生材料の確保 ▶難病患者等への医療機関や移送手段の情報提供 ▶県等との連携による医薬品の調達	○	
▶災害発生時における給水機能を確保するため、水道管や浄水場等の耐震化・老朽化対策に取り組むとともに、損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう応急復旧体制を整える必要がある。	▶水道施設の耐震化と老朽化対策の推進 ▶浄水場・配水所間のバックアップ体制の強化 ▶災害対策用資機材・非常用飲料水の備蓄 ▶災害訓練等の実施	○	全管路の耐震適合率 76.6%(R7) →78.3%(R11)
■ 災害発生時における医療提供体制の構築			
▶災害発生時の医療資源の需要を軽減するため、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する必要がある。	▶応急手当やAEDの使用法の普及啓発に向けた救命講習の実施等による病院前救護体制の構築	○	
▶災害発生時に多数の傷病者が発生し、市内での治療が困難に陥った場合、傷病者を市外の医療施設まで搬送する体制を整える必要がある。	▶県との連携による訓練を通じた広域搬送体制の構築	○	
▶災害発生時に医療提供体制を確保するため、医療機関相互の連携体制や、医療等の応援受入体制を整える必要がある。	▶災害時の医療救護活動に関する協定の締結 ▶防災訓練等を通じた連携体制の強化 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善	○	
■ 避難者等への支援			
▶災害発生時における被災者の心身の健康をサポートするため、保健・医療の連携による健康管理を行う必要がある。	▶医師、保健師等からなる救護班による巡回相談や心のケア等の実施 ▶児童生徒等への心のケアや医療機関等との連携による健康相談等の実施	○	
▶避難所において誰もが安心して過ごすことができるよう、男女のニーズの違いや要配慮者等に配慮した生活環境を確保する必要がある。	▶避難所におけるプライバシーの確保 ▶女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営 ▶避難行動要支援者の特性の応じたきめ細やかな配慮の実施 ▶同行避難したペットの避難スペースの確保	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること

【リスクシナリオ】

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 災害対応庁舎等における機能の確保 ▶大規模災害により市庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替庁舎の使用による業務継続体制の構築が必要である。 ▶災害発生時においても非常時に優先される業務の遂行のため、市庁舎や行政施設への電力を確保する必要がある。 ▶多くの公共建築物が災害発生時に避難場所等の拠点となるとともに、市庁舎や消防庁舎は防災拠点、市民病院は災害拠点病院となることから、公共建築物の安全性を確保する必要がある。	▶防災組織を設置する代替施設とそれ以外の部署が使用する代替施設の特定 ▶代替施設への移転の判断基準や移転手順等の体制の構築 ▶市庁舎等への非常用発電機の整備 ▶非常用発電機の適切な維持管理の実施 ▶公共建築物の耐震化や長寿命化の推進 ▶非構造部材やブロック塀の耐震化の推進		公共建築物の耐震化率 96.8%(R2) →100%(R10)
■ 行政情報通信基盤の耐災害性の強化 ▶行政情報通信基盤及び行政情報の耐災害性を確保するため、行政情報システム機器や行政データの災害対策を推進する必要がある。 ▶災害発生時、情報収集や防災関係機関相互の情報伝達を迅速・確実に実施するため、県や防災関係機関との情報伝達網の整備や情報収集体制の構築等を図る必要がある。	▶行政情報システム機器等の適切な配置と停電対策・浸水対策の推進 ▶行政データの定期的なバックアップの実施 ▶情報通信網の多ルート化の推進 ▶関係機関との情報共有ネットワークの構築 ▶防災訓練等を通じた連携体制の実行性の確保		
■ 行政機関の業務継続計画の推進 ▶大規模災害の発生により行政機能が低下する中にあっても、市民生活への被害の影響が最小限になるよう、青森市業務継続計画(BCP)に基づき、優先的に実施すべき業務を的確に行う必要がある。	▶青森市業務継続計画(BCP)に係る教育や訓練等を通じた職員への非常時優先業務の浸透、定着 ▶訓練等を踏まえた青森市業務継続計画(BCP)の検証・見直し		
■ 災害対策本部等機能の強化 ▶大規模災害発生時における多様な応急活動に対処するため、災害対策の中核となる災害対策本部機能の充実強化を図るとともに、地域単位での防災活動拠点体制を整備する必要がある。	▶災害対策本部・防災活動拠点に通信設備、生活必需物資、防災資機材等の防災機能を整備 ▶計画的、継続的な防災訓練の実施による本部体制等の検証・改善		
■ 受援・連携体制の構築 ▶災害発生時に迅速かつ円滑に応援職員や救援物資等の受け入れができるよう、青森市災害時受援計画に基づき、受援力向上に向けた取組を推進する必要がある。	▶他自治体との相互応援協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善		
■ 防災訓練の推進 ▶大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。	▶他自治体や防災関係機関との相互応援協定の締結 ▶相互応援協定等に基づく広域応援等を含めた実践的な総合防災訓練(実働訓練・図上訓練)の実施 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善		

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること

【リスクシナリオ】

3-2 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
□ 情報通信基盤の耐災害性の強化 ▶災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、電気通信事業者や放送事業者による災害予防措置が講じられる必要がある。	▶施設・設備の耐震化や応急復旧体制の整備等、必要な災害予防措置が講じられるよう、民間事業者へ働きかけを実施		
▶災害発生時、情報収集や防災関係機関相互の情報伝達を迅速・確実に実施するため、県や防災関係機関との情報伝達網の整備や情報収集体制の構築等を図る必要がある。	▶情報通信網の多ルート化の推進 ▶関係機関との情報共有ネットワークの構築 ▶防災訓練等を通じた連携体制の実行性の確保	○	
▶大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。	▶他自治体や防災関係機関との相互応援協定の締結 ▶相互応援協定等に基づく広域応援等を含めた実践的な総合防災訓練(実働訓練・図上訓練)の実施 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善	○	
□ 電力の供給停止対策 ▶災害発生時におけるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、電気事業者やガス事業者による災害予防措置が講じられる必要がある。	▶施設・設備の耐震化や応急復旧体制の整備等、必要な災害予防措置が講じられるよう、民間事業者へ働きかけを実施		
▶災害発生時においても非常時に優先される業務の遂行のため、市庁舎や行政施設への電力を確保する必要がある。	▶市庁舎等への非常用発電機の整備 ▶非常用発電機の適切な維持管理の実施	○	
■ 住民等への情報伝達の強化 ▶避難情報の提供を適時行い、迅速・確実に住民、観光客(外国人含む)に伝達できるよう、住民等への情報伝達体制を整備する必要がある。	▶避難情報の発令基準の設定 ▶災害情報を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者等との連携強化 ▶アラート(災害情報共有システム)等の整備 ▶多言語による防災情報の提供 ▶情報伝達手段の周知 ▶訪日外国人旅行者等の通訳支援	○	
■ 登山者等の安全対策 ▶登山者や観光客等が噴火の規模等に応じた適切な防災対応をとることができるよう安全対策を講じる必要がある。	▶登山者等に対する情報伝達手段の多様化の実施 ▶登山者等に対する防災知識の普及啓発	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

【リスクシナリオ】

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 企業における業務継続体制の強化 ▶災害発生時に経済活動が停滞することがないよう、県や商工関係団体等と連携して、企業防災を促進する必要がある。	▶企業による業務継続計画作成に資する情報提供等の実施		
□ 農林水産物の移出・流通対策 ▶災害発生時においても農林水産物の集荷・分荷体制を確保するため、市場施設の老朽化対策や危機管理体制の確立が必要である。	▶老朽化施設・設備の改修・更新 ▶停電時における電源供給体制の整備 ▶対応マニュアルの作成や防災訓練の実施等による防災に向けた取組の強化		
□ 物流機能の維持・確保 ▶災害発生時における救援物資等の物流機能確保のため、物流を担う団体との協力体制を強化する必要がある。 ▶災害発生時に道路が通行困難となった場合でも人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、代替交通手段を確保する必要がある。	▶災害時の物資輸送に関する協定の締結 ▶協定内容等を円滑に実施するための平時からの具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善 ▶JR、民営鉄道事業者、航路運送事業者、航空会社等関係事業者と情報交換等を通じた連携・協力体制の確認	○	
□ 被災企業の金融支援 ▶災害により被害を受けた中小企業の社会経済活動等の早期回復と経営の安定を図るため、資金面での支援が必要である。	▶県と連携した中小企業向け資金支援の実施		
□ 道路施設の防災対策 ▶災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路とそれを補完する緊急輸送道路以外の道路、及び橋梁の安全性を確保する必要がある。 ▶災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道や農道橋等の安全性を確保する必要がある。	▶都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備の推進 ▶橋梁をはじめとする道路施設の計画的な改築・更新等による長寿命化の推進 ▶発災後の道路における障害物の除去 ▶農道や農道橋の点検や補修・改良工事の実施 ▶林道や林道橋の点検や補修・改良工事の実施	○	都市計画道路整備率 69.1%(R5) →69.6%(R10) 橋梁修繕措置箇所数 44橋(R5) →59橋(R10)
□ 港湾・漁港の防災対策 ▶災害発生時における海路による輸送確保のため、港湾・漁港施設の安全対策を進めるとともに、青森港業務継続計画(BCP)の実行性を確保するための取組を実施する必要がある。	▶国や県が実施する港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策等への協力 ▶青森港業務継続計画(BCP)に基づく訓練等の実施	○	漁港整備率 75%(R6) →100%(R11)

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

【リスクシナリオ】

4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ エネルギー供給体制の強化 ▶災害発生時においても、病院や避難所等の重要施設や緊急車両に対し、安定的な燃料供給の確保を図るため、関係機関との連携体制を維持・強化する必要がある。 ▶災害発生時におけるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、電気事業者やガス事業者による災害予防措置が講じられる必要がある。	▶国・県・関係機関との連携による石油類燃料の調達・供給体制の整備 ▶県石油商業協同組合各支部等との連携による燃料供給対策の実施 ▶災害発生時の液化石油ガス調達に関する協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善 ▶施設・設備の耐震化や応急復旧体制の整備等、必要な災害予防措置が講じられるよう、民間事業者へ働きかけを実施	○	
□ 石油コンビナート等の防災体制の充実 ▶石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、県等と連携し、防災訓練を実施する必要がある。	▶県及び関係機関と連携した防災訓練等の防災対策の実施	○	青森市総合防災訓練の実施 年1回
■ 企業における業務継続体制の強化 ▶災害発生時に経済活動が停滞することがないよう、県や商工関係団体等と連携して、企業防災を促進する必要がある。	▶企業による業務継続計画作成に資する情報提供等の実施	○	
□ 道路施設の防災対策 ▶災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路とそれを補完する緊急輸送道路以外の道路、及び橋梁の安全性を確保する必要がある。 ▶災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道や農道橋等の安全性を確保する必要がある。	▶都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備の推進 ▶橋梁をはじめとする道路施設の計画的な改築・更新等による長寿命化の推進 ▶発災後の道路における障害物の除去 ▶農道や農道橋の点検や補修・改良工事の実施 ▶林道や林道橋の点検や補修・改良工事の実施	○	都市計画道路整備率 69.1%(R5) →69.6%(R10) 橋梁修繕措置箇所数 44橋(R5) →59橋(R10)

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

【リスクシナリオ】

4-3 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
☐ 石油コンビナート等の防災体制の充実 ▶石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、県等と連携し、防災訓練を実施する必要がある。	▶県及び関係機関と連携した防災訓練等の防災対策の実施	○	青森市総合防災訓練の実施 年1回

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

【リスクシナリオ】

4-4 基幹的交通ネットワーク(陸上・海上・航空)の機能停止

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 道路施設の防災対策 ▶災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路とそれを補完する緊急輸送道路以外の道路、及び橋梁の安全性を確保する必要がある。	▶都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備の推進 ▶橋梁をはじめとする道路施設の計画的な改築・更新等による長寿命化の推進 ▶発災後の道路における障害物の除去	○	都市計画道路整備率 69.1%(R5) →69.6%(R10) 橋梁修繕措置箇所数 44橋(R5) →59橋(R10)
▶災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道や農道橋等の安全性を確保する必要がある。	▶農道や農道橋の点検や補修・改良工事の実施 ▶林道や林道橋の点検や補修・改良工事の実施	○	
■ 基幹的道路交通ネットワークの形成 ▶災害時における他市町村との円滑なアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路をはじめとする道路整備を推進する必要がある。	▶主要幹線道路網を構築する国道7号や国道280号等の道路整備促進に向けた要望活動の実施		
■ 港湾・漁港の防災対策 ▶災害発生時における海路による輸送確保のため、港湾・漁港施設の安全対策を進めるとともに、青森港業務継続計画(BCP)の実行性を確保するための取組を実施する必要がある。	▶国や県が実施する港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策等への協力 ▶青森港業務継続計画(BCP)に基づく訓練等の実施	○	漁港整備率 75%(R6) →100%(R11)

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

【リスクシナリオ】

4-5 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
□ 被災農林漁業者の金融支援 ▶災害により被害を受けた農林漁業者の復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金面での支援が必要である。	▶農林水産業復旧資金の活用促進に係る県への働きかけを実施		
□ 農林水産物の移出・流通対策 ▶災害発生時においても農林水産物の集荷・分荷体制を確保するため、市場施設の老朽化対策や危機管理体制の確立が必要である。	▶老朽化施設・設備の改修・更新 ▶停電時における電源供給体制の整備 ▶対応マニュアルの作成や防災訓練の実施等による防災に向けた取組の強化	○	
■ 食料生産体制の強化 ▶災害発生時においても農林水産物が安定供給できるよう、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。	▶農地や森林の適正管理と資源の有効活用 ▶漁港や漁場などの適正管理 ▶農林水産業の担い手の育成・確保の推進 ▶農林水産業の経営体質の強化	○	認定新規就農者数 7経営体(R5) →8経営体(R11) ほ場整備の割合 80.5%(R6) →81.5%(R11)
▶ため池や農業用排水路等について、自然災害の際にも機能を確保するため、老朽化対策等を実施する必要がある。	▶県が実施する農業水利施設等の補強・改修等への協力	○	
▶災害発生時における海路による輸送確保のため、港湾・漁港施設の安全対策を進めるとともに、青森港業務継続計画(BCP)の実行性を確保するための取組を実施する必要がある。	▶国や県が実施する港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策等への協力 ▶青森港業務継続計画(BCP)に基づく訓練等の実施	○	漁港整備率 75%(R6) →100%(R11)

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

【リスクシナリオ】

5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ エネルギー供給体制の強化			
▶災害発生時においてもエネルギー供給事業者が円滑な供給を確保できるよう、施設整備等に向けた支援を行う必要がある。	▶県と連携した中小企業向け資金支援の実施		
▶災害発生時におけるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、電気事業者やガス事業者による災害予防措置が講じられる必要がある。	▶施設・設備の耐震化や応急復旧体制の整備等、必要な災害予防措置が講じられるよう、民間事業者へ働きかけを実施	○	
▶災害発生時においても、病院や避難所等の重要施設や緊急車両に対し、安定的な燃料供給の確保を図るため、関係機関との連携体制を維持・強化する必要がある。	▶国・県・関係機関との連携による石油類燃料の調達・供給体制の整備 ▶県石油商業協同組合各支部等との連携による燃料供給対策の実施 ▶災害発生時の液化石油ガス調達に関する協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善	○	
▶災害発生時に経済活動が停滞することがないよう、県や商工関係団体等と連携して、企業防災を促進する必要がある。	▶企業による業務継続計画作成に資する情報提供等の実施	○	
□ 石油コンビナート等の防災体制の充実			
▶石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、県等と連携し、防災訓練を実施する必要がある。	▶県及び関係機関と連携した防災訓練等の防災対策の実施	○	青森市総合防災訓練の実施 年1回
■ 再生可能エネルギー設備等の導入促進			
▶大規模災害発生時においても生活・経済活動に必要なエネルギーを確保するため、家庭、事業所、公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を促進する必要がある。	▶環境啓発関連イベントや講座等の開催による再生可能エネルギーの普及啓発 ▶市有施設への再生可能エネルギー設備等の導入検討		
■ 道路施設の防災対策			
▶災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路とそれを補完する緊急輸送道路以外の道路、及び橋梁の安全性を確保する必要がある。	▶都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備の推進 ▶橋梁をはじめとする道路施設の計画的な改築・更新等による長寿命化の推進 ▶発災後の道路における障害物の除去	○	都市計画道路整備率 69.1%(R5) →69.6%(R10) 橋梁修繕措置箇所数 44橋(R5) →59橋(R10)
▶災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道や農道橋等の安全性を確保する必要がある。	▶農道や農道橋の点検や補修・改良工事の実施 ▶林道や林道橋の点検や補修・改良工事の実施	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

【リスクシナリオ】

5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 水道施設の防災対策 ▶災害発生時における給水機能を確保するため、水道管や浄水場等の耐震化・老朽化対策に取り組むとともに、損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう応急復旧体制を整える必要がある。	▶水道施設の耐震化と老朽化対策の推進 ▶浄水場・配水所間のバックアップ体制の強化 ▶災害対策用資機材・非常用飲料水の備蓄 ▶災害訓練等の実施	○	全管路の耐震適合率 76.6%(R7) →78.3%(R11)

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

【リスクシナリオ】

5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
□ 下水道施設等の機能確保 ▶災害発生時、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、仮設トイレや簡易トイレ等の確保を図る必要がある。 ▶災害発生時において生活環境を確保するため、下水道施設や農業集落排水施設の機能確保を図る必要がある。	▶災害時の仮設トイレ等の賃貸借に関する協定の締結 ▶協定内容等を円滑に実施するための平時からの具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善 ▶マンホールトイレ設置の推進 ▶家庭における携帯トイレの備蓄の普及啓発 ▶維持管理や改築などによる下水道施設等の機能保全 ▶補強や災害に強い工法による下水道施設等の耐震性の強化 ▶予備機器や非常用自家発電装置等の設置及び点検整備 ▶応急復旧用資材や車両等の確保	○	
□ 合併処理浄化槽への転換の促進 ▶災害発生時に備え、老朽化した単独処理浄化槽から、災害時に早期復旧できる特性を持つ合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。	▶住宅への合併処理浄化槽の設置に対する助成の実施 ▶設置された浄化槽の適正な維持管理の促進		

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

【リスクシナリオ】

5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
□ 道路施設の防災対策			
▶災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路とそれを補完する緊急輸送道路以外の道路、及び橋梁の安全性を確保する必要がある。	▶都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備の推進 ▶橋梁をはじめとする道路施設の計画的な改築・更新等による長寿命化の推進 ▶発災後の道路における障害物の除去	○	都市計画道路整備率 69.1%(R5) →69.6%(R10) 橋梁修繕措置箇所数 44橋(R5) →59橋(R10)
▶災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道や農道橋等の安全性を確保する必要がある。	▶農道や農道橋の点検や補修・改良工事の実施 ▶林道や林道橋の点検や補修・改良工事の実施	○	
□ 公共交通・広域交通の機能確保			
▶災害発生時の人員輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者との連携体制を整備する必要がある。	▶被災者の円滑な移送に向けた運送事業者との協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善	○	
▶災害発生時に道路が通行困難となった場合でも人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、代替交通手段を確保する必要がある。	▶JR、民営鉄道事業者、航路運送事業者、航空会社等関係事業者と情報交換等を通じた連携・協力体制の確認	○	
■ 基幹的道路交通ネットワークの形成			
▶災害時における他市町村との円滑なアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路をはじめとする道路整備を推進する必要がある。	▶主要幹線道路網を構築する国道7号や国道280号等の道路整備促進に向けた要望活動の実施	○	
■ 代替交通・輸送手段の確保			
▶災害発生時に道路が通行困難となった場合でも人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、代替交通手段を確保する必要がある。	▶JR、民営鉄道事業者、航路運送事業者、航空会社等関係事業者と情報交換等を通じた連携・協力体制の確認	○	
▶災害発生時における海路による輸送確保のため、港湾・漁港施設の安全対策を進めるとともに、青森港業務継続計画(BCP)の実行性を確保するための取組を実施する必要がある。	▶国や県が実施する港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策等への協力 ▶青森港業務継続計画(BCP)に基づく訓練等の実施	○	漁港整備率 75%(R6) →100%(R11)

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

【リスクシナリオ】

5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 防災インフラの耐震化・老朽化対策			
▶多くの公共建築物が災害発生時に避難場所等の拠点となるとともに、市庁舎や消防庁舎は防災拠点、市民病院は災害拠点病院となることから、公共建築物の安全性を確保する必要がある。	▶公共建築物の耐震化や長寿命化の推進 ▶非構造部材やブロック塀の耐震化の推進	○	公共建築物の耐震化率 96.8%(R2) →100%(R10)
▶災害発生時における海路による輸送確保のため、港湾・漁港施設の安全対策を進めるとともに、青森港業務継続計画(BCP)の実行性を確保するための取組を実施する必要がある。	▶国や県が実施する港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策等への協力 ▶青森港業務継続計画(BCP)に基づく訓練等の実施	○	漁港整備率 75%(R6) →100%(R11)
▶災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路とそれを補完する緊急輸送道路以外の道路、及び橋梁の安全性を確保する必要がある。	▶都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備の推進 ▶橋梁をはじめとする道路施設の計画的な改築・更新等による長寿命化の推進 ▶発災後の道路における障害物の除去	○	都市計画道路整備率 69.1%(R5) →69.6%(R10) 橋梁修繕措置箇所数 44橋(R5) →59橋(R10)
▶災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道や農道橋等の安全性を確保する必要がある。	▶農道や農道橋の点検や補修・改良工事の実施 ▶林道や林道橋の点検や補修・改良工事の実施	○	
▶高潮や波浪、津波等から人命、財産を守るため、海岸保全施設の防災対策を進める必要がある。	▶国・県が実施する海岸保全施設(海岸堤防、防潮堤等)の整備や老朽化対策への協力	○	
▶ため池や農業用排水路等について、自然災害の際にも機能を確保するため、老朽化対策等を実施する必要がある。	▶県が実施する農業水利施設等の補強・改修等への協力	○	
▶土砂災害に対し安全安心な市民生活を確保するため、土砂災害が懸念される危険箇所の災害防止対策を進める必要がある。	▶県との連携による砂防事業や急傾斜地崩落防止工事等の実施 ▶大規模盛土造成地等の調査や宅地カルテの作成等の宅地耐震化の実施	○	県による急傾斜地崩落防止工事実施箇所数 22箇所/32箇所(R6)
▶災害発生時における給水機能を確保するため、水道管や浄水場等の耐震化・老朽化対策に取り組むとともに、損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう応急復旧体制を整える必要がある。	▶水道施設の耐震化と老朽化対策の推進 ▶浄水場・配水所間のバックアップ体制の強化 ▶災害対策用資機材・非常用飲料水の備蓄 ▶災害訓練等の実施	○	全管路の耐震適合率 76.6%(R7) →78.3%(R11)
▶災害発生時、污水处理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、仮設トイレや簡易トイレ等の確保を図る必要がある。	▶災害時の仮設トイレ等の賃貸借に関する協定の締結 ▶協定内容等を円滑に実施するための平時からの具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善 ▶マンホールトイレ設置の推進 ▶家庭における携帯トイレの備蓄の普及啓発	○	
▶災害発生時において生活環境を確保するため、下水道施設や農業集落排水施設の機能確保を図る必要がある。	▶維持管理や改築などによる下水道施設等の機能保全 ▶補強や災害に強い工法による下水道施設等の耐震性の強化 ▶予備機器や非常用自家発電装置等の設置及び点検整備 ▶応急復旧用資材や車両等の確保	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

6 重大な二次災害を発生させないこと

【リスクシナリオ】

6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
□ ため池、ダム等の防災対策			
▶大雨等により、ため池が決壊した際に、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、避難に関する情報を提供し、理解促進を図る必要がある。	▶ため池ハザードマップの周知		
▶ため池や農業用排水路等について、自然災害の際にも機能を確保するため、老朽化対策等を実施する必要がある。	▶県が実施する農業水利施設等の補強・改修等への協力	○	
▶ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、安全対策を実施する必要がある。	▶ため池施設の実態把握と補強改良工事及びため池廃止の実施	○	
□ 防災施設の機能維持			
▶土砂災害に対し安全安心な市民生活を確保するため、土砂災害が懸念される危険箇所の災害防止対策を進める必要がある。	▶県との連携による砂防事業や急傾斜地崩落防止工事等の実施 ▶大規模盛土造成地等の調査や宅地カルテの作成等の宅地耐震化の実施	○	県による急傾斜地崩落防止工事実施箇所数 22箇所/32箇所(R6)
▶農山村地域における土砂崩れや地すべり等から人命や財産、農地等を守るため、治山施設等の整備や農地防災対策を進める必要がある。	▶治山対策や土砂崩壊防止対策、地すべり対策等の実施に係る県への働きかけ	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

6 重大な二次災害を発生させないこと

【リスクシナリオ】

6-2 有害物質の大規模流出・拡散

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
□ 有害物質の流出・拡散防止対策と処理体制の構築			
▶災害発生時においても、危険物・毒劇物や有害な産業廃棄物の流出が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。	▶事業者に対して関係法令等に基づく監視・検査・指導等の実施 ▶事業者との連携による講習会、研修会等の保安教育の実施 ▶有害な産業廃棄物の適正保管や早期処分の普及啓発の推進		
▶災害発生時に、有害物質が流出・飛散した際、拡散することがないよう、迅速に適切な措置を講じることのできる体制を整える必要がある。	▶水質汚濁防止法等関係法令に基づく有害物質使用特定施設等への立入検査時に、流出時の措置を指導・周知 ▶危険物等の流出・拡散の防止のため、消防法等に基づく事業者への施設管理、保管等の指導 ▶国や県との連絡体制の構築 ▶緊急時のモニタリング体制の強化		
▶災害発生時に有害物質が流出等した際、早期に事態を収束させるため、関係機関と連携した対応策を講じる必要がある。	▶関係機関との連携による防除活動及び避難誘導活動を行うための体制整備 ▶関係機関との連携による危険物等の種類に応じた資機材等の整備		

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

6 重大な二次災害を発生させないこと

【リスクシナリオ】

6-3 原子力施設からの放射性物質の放出

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 原子力災害時の防災対策 ▶原子力災害から市民等の生命、身体及び財産を保護するため、青森市原子力災害対策計画に基づき、総合的かつ計画的な原子力防災事務や業務を遂行する必要がある。	▶災害応急体制の整備や救助・救急、医療及び防護資機材の整備をはじめとする原子力災害事前対策の実施 ▶情報の収集・伝達や防護活動の実施をはじめとする緊急事態応急対策の実施		

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

6 重大な二次災害を発生させないこと

【リスクシナリオ】

6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
□ 荒廃農地の発生防止・利用促進 ▶荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや洪水発生リスクが高まることなどから、荒廃農地の発生防止・解消を図るとともに、農地の有効活用を推進する必要がある。	▶関係機関との連携による担い手への農地利用の集積・集約化の促進 ▶農業生産基盤整備の推進		担い手への農地集積率 54.7%(R5) →58.2%(R10) ほ場整備の割合 80.5%(R6) →81.5%(R11)
■ 森林資源の適切な保全管理 ▶山腹崩壊等による人命・人家等への被害の防止を図るため、山地災害防止機能の維持増進を図る森林として整備・保全を推進する必要がある。	▶林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業の推進 ▶立地条件や市民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業の推進 ▶山地災害の発生の危険性が高い地域等における保安林の指定やその適切な管理の推進 ▶谷止や土留め等の施設設置の推進		森林整備率 11.05%(R5)
■ 農山村地域における防災対策 ▶農山村地域における土砂崩れや地すべり等から人命や財産、農地等を守るため、治山施設等の整備や農地防災対策を進める必要がある。	▶治山対策や土砂崩壊防止対策、地すべり対策等の実施に係る県への働きかけ	○	
▶ため池や農業用排水路等について、自然災害の際にも機能を確保するため、老朽化対策等を実施する必要がある。	▶県が実施する農業水利施設等の補強・改修等への協力	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること

【リスクシナリオ】

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 災害廃棄物の処理体制の構築 ▶災害発生時に市民の生活環境を守り、地域の早期復旧・復興に向け、災害により大量に発生する廃棄物等を、迅速・適切に処理する体制を構築する必要がある。	▶青森市災害廃棄物処理計画に基づく以下の取組を実施 ・組織体制の構築 ・被害情報の収集 ・仮置場の設置 ・災害廃棄物の収集運搬体制の確保 ・災害廃棄物の処理施設の確保(市内、県外、民間) ・県、他市町村、関係団体等との連携、協力体制の強化 ▶市有一般廃棄物処理施設の耐震化・老朽化対策の推進		
▶災害発生時に、有害物質が流出・飛散した際、拡散することがないよう、迅速に適切な措置を講じることのできる体制を整える必要がある。	▶水質汚濁防止法等関係法令に基づく有害物質使用特定施設等への立入検査時に、流出時の措置を指導・周知 ▶危険物等の流出・拡散の防止のため、消防法等に基づく事業者への施設管理、保管等の指導 ▶国や県との連絡体制の構築 ▶緊急時のモニタリング体制の強化	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること

【リスクシナリオ】

7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
■ 防災ボランティア受入体制の構築 ▶災害発生時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災地の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、防災ボランティア活動の支援体制の整備を図る必要がある。	▶関係機関との連携による防災ボランティア活動の受入・調整体制の整備 ▶県や関係機関との連携による防災ボランティアコーディネーターや防災ボランティアの育成 ▶防災ボランティア受入等の訓練を通じた体制の確認・検証の実施		
□ 災害応援の受入体制の構築 ▶災害発生時に迅速かつ円滑に応援職員や救援物資等の受け入れができるよう、青森市災害時受援計画に基づき、受援力向上に向けた取組を推進する必要がある。	▶他自治体との相互応援協定の締結 ▶応援受入に向けた具体的な運用のあり方や連絡体制の確認と改善	○	
□ 農林水産業の担い手の育成・確保 ▶災害発生時においても農林水産物が安定供給できるよう、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。	▶農地や森林の適正管理と資源の有効活用 ▶漁港や漁場などの適正管理 ▶農林水産業の担い手の育成・確保の推進 ▶農林水産業の経営体質の強化	○	認定新規就農者数 7経営体(R5) →8経営体(R11) ほ場整備の割合 80.5%(R6) →81.5%(R11)
□ 防災人材育成 ▶災害発生時における円滑な医療救護活動の実施や救命率の向上等を図るため、医療体制や救急体制の充実とともに、青森市民病院業務継続計画(BCP)に基づく非常時優先業務を確実に遂行する必要がある。	▶県との連携による医療従事者の育成・確保対策の推進 ▶各医療機関相互の役割分担と連携強化による医療サービス提供体制の構築 ▶救急救命士の養成等による病院前救護体制の構築 ▶青森市民病院業務継続計画(BCP)に係る訓練等の実施	○	
▶地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援及び既存組織の活性化を図る必要がある。	▶自主防災組織の結成に向けた町会等への支援 ▶自主防災組織等が行う防災訓練や防災関連講習会への支援 ▶リーダー研修会等による人材育成の実施	○	自主防災組織活動力 バース率 58.59%(R6.9.1現在) →60.13%(R10)
▶災害発生等に迅速・的確に対応するため、消防力の強化を図る必要がある。	▶消防資機材の充実 ▶消防技術力の向上に向けた訓練の実施	○	
▶地域防災力の充実・強化のため、消防団員の確保や装備の充実を図る必要がある。	▶消防団制度の普及啓発や入団促進活動による消防団員の確保 ▶無線機等の情報通信機器や救助活動用資機材の充実	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること

【リスクシナリオ】

7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
□ 応急仮設住宅の確保等 ▶災害により住宅に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者に対し、迅速に応急仮設住宅を供給する必要がある。	▶関係機関との連携による公営住宅、民間賃貸住宅、空家等の活用体制の確保 ▶県や他自治体との相互応援協定に基づく応急仮設住宅の供与体制の確保		
■ 地域コミュニティ力の強化 ▶災害発生時における共助を支える地域コミュニティ力の強化に向けて、地域コミュニティの自主的・主体的な活動を促進する必要がある。	▶地域活動の担い手育成の促進と各種団体間の連携の促進 ▶地域コミュニティによるつながりを強める活動や地域コミュニティ活動の活性化の促進 ▶多様な主体の連携・協働や多様な主体がまちづくりに取り組む環境づくりの推進		まちづくり協議会設立団体数 15団体(2024年度) →17団体(2028年度)
▶地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援及び既存組織の活性化を図る必要がある。	▶自主防災組織の結成に向けた町会等への支援 ▶自主防災組織等が行う防災訓練や防災関連講習会への支援 ▶リーダー研修会等による人材育成の実施	○	自主防災組織活動力 バイ率 58.59%(R6.9.1現在) →60.13%(R10)
▶地域防災力の充実・強化のため、消防団員の確保や装備の充実を図る必要がある。	▶消防団制度の普及啓発や入団促進活動による消防団員の確保 ▶無線機等の情報通信機器や救助活動用資機材の充実	○	

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

【事前に備えるべき目標】

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること

【リスクシナリオ】

7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価	対応方策	再掲	重要業績評価指標 (参考値)
☐ 風評被害の発生防止と軽減対策			
▶災害発生に伴う風評被害の発生防止と軽減のため、災害発生時に正確かつ速やかな情報発信を行う必要がある。	▶多様なメディアを活用した安全性の情報発信の実施		
▶災害発生に伴う風評被害の発生防止のため、平時から地場産品等の安全性を高め、PRする取組が必要である。	▶国や県との連携によるGAP(農業生産工程管理)認証取得の促進 ▶地場産品等の販売促進イベントの実施		

※重点化施策は「■」、重点化施策以外は「□」で表記

白 紙

